



石川労働局発表
平成24年10月30日

(照会先)

石川労働局労働基準部
監督課長 東 好宣
監察監督官 野田 宏
連絡先 076-265-4423
FAX 076-265-4431
(高年齢者雇用安定法については)
石川労働局職業安定部
職業対策課長 中嶋 雅彦
高年齢者対策担当官 西 孝志
連絡先 076-265-4428
FAX 076-261-1408

改正労働契約法・改正高年齢者雇用安定法等に関する 説明会を開催します

今年8月に、

- ・有期労働契約の新しいルールを定めた「労働契約法の一部を改正する法律」(改正労働契約法)
- ・継続雇用制度の対象者を労使協定で限定できる仕組みを廃止することなどを内容とした「高年齢者の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」(改正高年齢者雇用安定法)

が国会で成立し、改正労働契約法の一部を除き、平成25年4月1日から施行される予定です。

円滑な法律の施行にむけて、石川労働局(局長 礒部隆文)では、県内の事業者・労務担当者を対象に、両法の改正点をはじめとした説明会を県内3ヶ所で開催いたします。

「改正労働契約法・改正高年齢者雇用安定法等説明会」

【七尾開催】

場所：七尾市勤労総合福祉センター 多目的ホール (七尾市小島西1-3)

日時： 平成24年11月19日(月) 9:30~11:30

平成24年11月19日(月) 14:00~16:00

【小松開催】

場所：小松市民センター 小ホール (小松市大島町丙42-3)

日時： 平成24年11月21日(水) 14:00~16:00

【金沢開催】

場所：石川県地場産業振興センター 第1研修室 (金沢市鞍月2-1)

日時： 平成24年11月29日(木) 9:30~11:30

平成24年11月29日(木) 14:00~16:00

内容

- ・労働契約法の概要・改正点について
- ・個別労働紛争制度について
- ・高年齢者雇用安定法の改正について
- ・男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の概要について

改正労働契約法・ 改正高年齢者雇用安定法等 説明会

本年8月に、「労働契約法」、「高年齢者雇用安定法」の改正案が国会で可決・成立しました。
改正内容等をご理解いただくため、労働局職員による説明会を開催します。積極的にご参加いただきますよう、お願いします。

内容

- 労働契約法の概要・改正点について
- 個別労働紛争制度について
- 高年齢者雇用安定法の改正について
- 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の概要について

会場と開催日時

裏面によりFAXにて石川労働局監督課までお申し込み下さい。
申込期限は各回開催日の1週間前までとします。
参加費無料。定員になり次第、締め切らせていただきます。

七尾開催

七尾市勤労総合福祉センター
多目的ホール
(七尾市小島西1-3)

- ① 平成24年11月19日(月)
9:30~11:30
- ② 平成24年11月19日(月)
14:00~16:00

小松開催

小松市民センター
小ホール
(小松市大島町丙42-3)

- ③ 平成24年11月21日(水)
14:00~16:00

金沢開催

石川県地場産業振興センター
第1研修室
(金沢市鞍月2-1)

- ④ 平成24年11月29日(木)
9:30~11:30
- ⑤ 平成24年11月29日(木)
14:00~16:00

問い合わせ先：石川労働局監督課
(改正高年齢者雇用安定法の内容等については
石川労働局職業対策課

TEL:076-265-4423

TEL:076-265-4428 まで)

改正労働契約法・改正高年齢者雇用安定法等説明会 参加申込書

参加を申し込む説明会

参加希望回に ○	回数	開催日時	会場
	①	11月19日(月)9:30~11:30	七尾市勤労総合福祉センター
	②	11月19日(月)14:00~16:00	七尾市勤労総合福祉センター
	③	11月21日(水)14:00~16:00	小松市民センター
	④	11月29日(木)9:30~11:30	石川県地場産業振興センター
	⑤	11月29日(木)14:00~16:00	石川県地場産業振興センター

参加者

事業場名		
連絡先	(TEL)	(FAX)
参加者 役職・氏名	(部署又は役職)	(氏名)
	(部署又は役職)	(氏名)